

## NPO法人シャイン・フォー・ユー会員に関する規約

### (目的)

第1条 この規程は当法人の定款に基づき、会員に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会員)

第2条 この法人の会員は、定款第6条に定めるところにより正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

### (入会申込)

第3条 入会の申込をする者は、当団体が作成した入会申込書もしくはホームページ上の申込フォームに必要事項を記入して当団体に提出することとする（以下「入会申込」という）。

2. 前項に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとする。

### (入会の成立)

第4条 入会は、前条に定める入会申込に対して、当団体がこれを確認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

### (入会金及び会費)

第5条 会員は次の会費を納入しなければならない。

1. 入会金は不要とする
2. 会費の支払い方法は、現金、銀行口座振りこみ、クレジットカード支払いその他電子的な支払などによるものとする。
3. 会費は次のとおり、初年度は年度末分までを月割りで支払い、次年度より一年分一括払いとする。

正会員 初年度月会費 500円（次年度より年会費 6,000円）

賛助会員 初年度月会費 1,000円（次年度より年会費 12,000円）（1口以上）

4. 前項の会費の納入は、当法人から加入承認の通知を受けた日から30日以内とする。
5. 事業年度途中で退会した会員の会費は返還しないものとする。
6. 定款第9条の規程により、継続して1年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資

格を喪失する。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

1. 会員は活動、事業に参加し、メールマガジン等の会員専用登録により当法人の活動報告を受けることができる。
2. 当法人が主催、共催する研修会、セミナー、コンサートに先行で申し込み、参加することができる。
3. 会員はその他、理事会が定める特典を受けることができる。

(会費の使途)

第7条 当法人の会費は、毎事業年度における管理部門の運営費に充当し、残額は事業に充当する。

(会員資格有効期限)

第8条 会員資格有効期間を以下のとおり定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日（毎年5月31日）までとする。
  - (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
2. 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、更に会員資格有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(退会・変更)

第9条 会員は、会員資格有効期間内において当法人が別に定める退会申請フォームにより、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に会員の退会もしくは会員種別を変更することができる。

(会員管理)

第10条 理事長又は会員担当理事は新たに会員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

2. 理事長又は会員担当理事は会員の名簿を作成し、これを維持管理し、他の理事の求めにより常にこれを開示しなければならない。名簿に必要な情報は別に理事長または会員担当理事が定める。

3. 当法人は、会員名簿を当法人の事業の活動にのみ利用する。

(会員情報の取扱い)

第11条 当団体は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じるものとする。

2. 当団体は、会員情報を、当該会員の同意を得ずに当団体の活動以外の目的に利用しないものとする。

3. 当団体は、前項に定めるほか、以下の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

(1) 会員の同意が得られた場合

(2) 法令により開示を求められた場合

(3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合

4. 当団体は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

(改正)

第12条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

NPO法人シャイン・フォー・ユー

理事長 加古川成子

初版 2023年7月25日

以上

入会のお申込みは[こちら](#)

退会の場合は[こちら](#)